

介護職の賃上げ・職場環境改善支援事業のポイント

処遇改善加算取得・データ連携加入・生産性向上加算取得は必須

12月25日、25年度補正予算による「医療・介護等支援パッケージ」の一環として、26年度介護報酬中改定（6月施行）までのつなぎ措置となる「25年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（介護保険事業費補助金）」の実施要綱が都道府県に発出された。ケアマネジャーを含む介護職員1人当たりの月11.9万円相当を6カ月分交付する内容で、国は「報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急対応」と位置付ける。担い手確保は喫緊の課題となっている。※交付申請、賃上げ等実施時期、実績報告期限等、都道府県で異なる。

「25年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」の補助金取得に当たってのポイントとして、要件に①処遇改善加算の加入、施設・居住系等生産性向上推進体制加算の取得を掲げたことである。

介護職員等処遇改善加算の取得率は95.3%（25年4月時点）。残る4.7%の事業所は依然として未取得の状態が続く。一方、ケアプランデータ連携システムへの加入率が伸び悩んでおり、国は昨年からの利用料を無料とするキャンペーンを実施し、加入促進を図っている。

① 介護従事者への幅広い賃上げ支援 月1万円相当

② 生産性向上・協働化に取り組む事業者への支援 月額5000円相当

③ 職場環境改善に取り組む事業者への支援 月額10000円相当

性向上推進体制加算の取得を掲げたことである。

以下①③の要件達成に応じた交付率を基準月の介護報酬に乗じて算出する（対象サービスと加算率は表）。

①の要件は、基準月に処遇改善加算を算定していること。

②の要件はサービス種別で異なる。訪問・通所系サービスは、基準月からのケアプランデータ連携システム加入が条件（誓約可、後日実績報告）。施設・居住系サービス、多機能サービス、短期入所サービス等は、生産性向上加算ⅠまたはⅡの取得（見込み含む）が要件。法人が社会福祉連携推進法人に所属している場合でも可。機器購入費に充当することはない。

③の職場環境改善要件は、(ア)～(ウ)のいずれかを計画または実施していること。ただし②の要件を満たす場合は③を満たしたものを満たしたものとみなされる。

(ア) 業務の洗い出し・棚卸しなど課題の見える化

(イ) 業務改善

訪問、通所系サービス

サービス区分	交付率(※25年12月～26年5月分一括で)		
	要件①+②+③ (うち賃金改善経費分)	要件①+③ (うち賃金改善経費分)	要件① (うち賃金改善経費分)
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
(介護予防)訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)
(介護予防)通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)
(介護予防)認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)

注 総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護、第一号通所事業は通所介護と同じ。居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売は給付対象外。
注 短期利用型サービスも含む

施設系サービスなど

サービス区分	交付率(※25年12月～26年5月分一括で)		
	要件①+②+③ (うち賃金改善経費分)	要件①+③ (うち賃金改善経費分)	要件① (うち賃金改善経費分)
(介護予防)特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
(介護予防)短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)

注 短期利用型サービスも含む

サービス区分	交付率(※25年12月～26年5月分一括で) (うち賃金改善経費分)
(介護予防)訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防)訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じ

組む事業者への支援 月額5000円相当

③の職場環境改善要件は、(ア)～(ウ)のいずれかを計画または実施していること。ただし②の要件を満たす場合は③を満たしたものを満たしたものとみなされる。

(ア) 業務の洗い出し・棚卸しなど課題の見える化

(イ) 業務改善

本事業の取組は、26年6月以降の介護報酬中改定における処遇改善へ引き継がれる。加算や補助金の確保は介護事業所の経営に不可欠であり、特に利用者負担に直結しない補助金の活用は、今後の事業運営における重要な経営要素となる。

体制の構築(委員会設置、プロジェクトチーム、外部研修等)

(ウ) 業務内容の明確化と適切な役割分担

③は介護助手募集経費等へ充当できる。

訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援・介護予防支援については、ケアプランデータ連携システムへの加入が社会福祉連携推進法人への所属、または処遇改善加算Ⅳの算定要件(任用要件・賃金体系の整備、研修の実施、職場環境等要件)が要件となる。

事業計画書(支給要件・充当経費の記載)および実績報告書(補助総額、賃金改善経費、職場改善経費の内訳)を作成し、都道府県知事へ届け出る必要がある。関係書類は2年間の保管義務がある。

本事業の取組は、26年6月以降の介護報酬中改定における処遇改善へ引き継がれる。加算や補助金の確保は介護事業所の経営に不可欠であり、特に利用者負担に直結しない補助金の活用は、今後の事業運営における重要な経営要素となる。

体制の構築(委員会設置、プロジェクトチーム、外部研修等)

(ウ) 業務内容の明確化と適切な役割分担

③は介護助手募集経費等へ充当できる。

訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援・介護予防支援については、ケアプランデータ連携システムへの加入が社会福祉連携推進法人への所属、または処遇改善加算Ⅳの算定要件(任用要件・賃金体系の整備、研修の実施、職場環境等要件)が要件となる。

事業計画書(支給要件・充当経費の記載)および実績報告書(補助総額、賃金改善経費、職場改善経費の内訳)を作成し、都道府県知事へ届け出る必要がある。関係書類は2年間の保管義務がある。